

非接触除去加工職種及びシーケンス制御職種について

1 基本的考え方

(1) 非接触除去加工職種について

令和5年度から、「放電加工職種」が「非接触除去加工職種」と名称変更されることとなりました。

当該職種に関しては、従前の職種を名称変更したものに該当し、改正後も同一職種となることから、放電加工職種の合格者については、当該職種に合格となります。

また、当該職種の1・2級「レーザー加工作業」が新たに追加されます。

(2) シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）について

令和5年度から「電気機器組立て職種」の作業として実施されていた「シーケンス制御作業」が独立し「シーケンス制御職種」と新職種として設置されたものです。

当該職種については、電気機器組立て職種とは別に新職種として設置されているため、電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）の合格者は、経過措置に定める場合を除き、当該職種に合格したものはみなされません。

なお、受検に必要な実務経験については、改正後の「シーケンス制御職種」に係るものであれば、令和4年度以前の経験を通算して差し支えないものとします。

2 Q&A

問1：1・2級「非接触除去加工職種（数値制御形彫り放電加工作業、ワイヤ放電加工作業）」受検申請者のうち、昨年度までに放電加工職種の各作業に合格した者（技能検定合格、実技合格、学科合格）はどのように取り扱うのでしょうか。

回答：上位級の受検に必要な実務経験の年数短縮及び片側合格の免除の規定が適用されます。

問2：1・2級「非接触除去加工職種（レーザー加工作業）」受検申請者のうち、昨年度までに放電加工職種の各作業の技能検定に合格した者はどのように取り扱うのでしょうか。

回答：同一等級受験時の学科免除の規定が適用されます。

問3：特級「非接触除去加工職種」受検申請者のうち、昨年度までに特級放電加工職種の実技特級放電加工職種の実技又は学科のいずれかに合格した者はどのように取り扱うのでしょうか。

回答：片側合格の免除の規定が適用されます。

問4：特級「非接触除去加工職種」受検申請者のうち、昨年度までに1級放電加工職種の技能検定に合格した者はどのように取り扱うのでしょうか。

回答：1級放電加工職種合格後、実務経験5年で特級非接触除去加工職種の受検が可能となります。

問5：特級「シーケンス制御職種」受検申請者のうち、昨年度までに特級電気機器組立て職種の実技または学科のいずれかに合格した者はどのように取り扱うのでしょうか。

回答：特級電気機器組立て職種の片側合格者については、特級シーケンス制御職種の免除は認められません。

問6：特級「シーケンス制御職種」受検申請者のうち、昨年度までに1級「電気機器組立て（シーケンス制御作業）」の技能検定に合格した者はどのように取り扱うのでしょうか。

回答：特級「シーケンス制御職種」の受検には、1級シーケンス制御職種合格後5年の実務経験が必要となります。よって、1級「電気機器組み立て職種（シーケンス作業）」合格後、実務経験5年での特級シーケンス制御職種の受検は認められません。

問7：特級「電気機器組立て」受検申請者のうち、昨年度までに1級「電気機器組立て（シーケンス制御作業）」の技能検定に合格した者はどのように取り扱うのでしょうか（受検の可否等）。

回答：1級「電気機器組立て職種」の合格者については、シーケンス制御作業で合格した者を含め、合格後実務経験5年で特級電気機器組立て職種の受検が可能となります。

問8：1・2・3級「シーケンス制御職種」受検申請者のうち、昨年度までに「電気機器組立て（シーケンス制御作業）」に合格した者（技能検定合格、実技合格、学科合格）はどのように取り扱うのでしょうか。

回答：「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」合格者については、上位級のシーケンス制御職種の受検に必要な実務経験の短縮は認められません。

ただし、片側合格者については、シーケンス制御職種の片側合格とみなされ、上位級の受検に必要な実務経験の短縮が認められます